

JAS規格の制定について

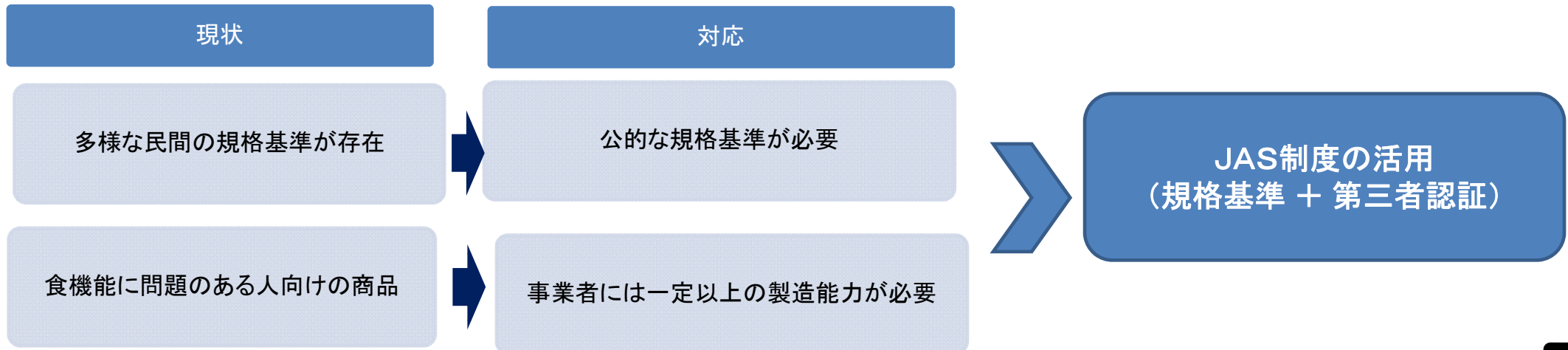
スマイルケア食普及推進会議において整理された介護食品の統一分類

- スマイルケア食普及推進会では、食機能に問題がある人それぞれの状態に応じた介護食品の選択に資するよう、介護食品の既存の民間規格における「固さ」の基準の対応関係に応じ、飲み込みに問題がある人向けの食品3区分と、かむことに問題がある人向けの食品4区分とに統一的に分類。

固 さ ↓	既存の民間規格				統一分類		
	学会分類2013	嚥下食ピラミッド	高齢者ソフト食	UDF区分			
	(該当なし)	(該当なし)	高齢者ソフト食1 (弱い力でかめる)	区分1 (容易にかめる)	5	}	かむことに問題がある人向け
	嚥下調整食 4	L4 (移行食)	高齢者ソフト食2 (歯ぐきでつぶせる)	区分2 (歯ぐきでつぶせる)	4		
	嚥下調整食 3 (多量の離水がない)	L4 (移行食)	高齢者ソフト食3 (舌でつぶせる)	区分3 (舌でつぶせる)	3		
	嚥下調整食 2-2 (不均質なものを含む)	L3 (嚥下食Ⅲ)	(該当なし)	区分4 (かまなくてよい)	2		
	嚥下調整食 2-1 (均質なピューレ・ペースト・ミキサー食など)	L3 (嚥下食Ⅲ)	(該当なし)	区分4 (かまなくてよい)	2	}	飲み込むことに問題がある人向け
	嚥下調整食 1j (均質で離水に配慮したゼリー・プリン・ムース状)	L1・L2 (嚥下食Ⅰ・Ⅱ)	(該当なし)	区分4 (かまなくてよい)	1		
	嚥下訓練食品 Ot (とろみ水)	L3の一部 (とろみ水)	(該当なし)	(該当なし)	0		
	嚥下訓練食品 Oj (均質なゼリー)	L0 (開始食)	(該当なし)	(該当なし)	0		
軟							1

JAS規格制定の必要性

- 介護食品の供給拡大は、利用者の生活の質の向上に寄与するとともに、食品産業の裾野を拡大するためにも重要。
- 介護食品の供給拡大に当たっては、①多様な民間の規格基準が存在していることから、利用者に分かりやすいものとなるよう、統一的な公的規格が必要、②食機能に問題がある人を対象とする食品であることから、利用者の信頼を損なうことがないよう、事業者の能力を担保する必要。
- 製品の規格と事業者の第三者認証を兼ね備えたJAS制度の活用が有効。



JAS規格において定める介護食品の範囲

- JAS規格の対象とする介護食品とは、食機能に問題がある人向けの加工食品。
- ただし、食機能に問題がある人のうち、飲み込むことに問題がある人向けの食品については、既存の特別用途表示許可制度が存在。
- このため、食機能に問題がある人向けの加工食品のうち、飲み込むことに問題がある人向けの食品の規格基準は特別用途表示許可制度に委ね、かむことに問題がある人向けの食品を対象。

○ 特別用途表示許可制度(健康増進法)

第二十六条 販売に供する食品につき、乳児用、幼児用、妊産婦用、病者用その他内閣府令で定める特別の用途に適する旨の表示(以下「特別用途表示」という。)をしようとする者は、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

(健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令)

第一条 健康増進法(以下「法」という。)第二十六条第一項の内閣府令で定める特別の用途は、次のとおりとする。

- 一 授乳婦用
- 二 えん下困難者用
- 三 特定の保健の用途

◆ えん下困難者用食品(えん下を容易ならしめ、かつ、誤えん及び窒息を防ぐことを目的とするもの)として表示する場合の許可基準

- JAS規格による格付を行ってもえん下困難者向け食品として表示はできない
- 当該許可制度を任意制度であるJAS制度で置き換えると食品事故の発生リスクを高める恐れ
- 一方、当該許可制度を介護食品全体に拡大することは、本来規制不要の食品にまで規制が及び介護食品の供給拡大の足枷

介護食品のうち

かむことに問題がある人向けの食品

飲み込むことに問題がある人向けの食品

JAS制度で対応

特別用途表示許可制度で対応